

国会を通過した工業用水法

このように各工業地帯ではその用水源、特に地下水源の確保について難渋している。そこでそれを幾らか和らげ、生産に足りるだけの水を確保し、あわせて地盤沈下や塩水侵入あるいは異常な水位低下がこれ以上促進することを防止する目的で、井戸の使用を調整することが必要となる。しかしそれにはどうしても法的基礎のある規制措置がなければならない。こうした当面の必要から工業用水法案がつけられた。

一連の公の水に対し、農林・建設・厚生・運輸および通産の各省が管轄事業の面で関係している日本では、水の法律を作ることは法制的にも技術的にもいろいろの波乱を呼んだのであるが、国会における慎重審議の結果、3月30日に衆議院を、また5月23日には参議院を通過、工業用水法として成立したのである。

この法律はまず定義の条項で

「井戸」と「工業」の2つを規定している。井戸は動力を用いているものに限定し、ポンプの揚水能力が日量 500m^3 以下のものは除いてある。これは、小規模のものは中・小企業に属するものが多い上に地下水の汲み上げ全量に比較してその揚水量の占める割合が少ないので規制の対象から外したのである。

なお吐出口の断面積が 21cm^2 を超えるものとしたのは、ポンプ孔径2吋をこえるものを意味するのであるが、吐出口が2つ以上ある場合を想定してここでは、断面積で示している。

次いで許可の条項で、地下水の有効利用を図る必要がある工業地域は限られているので、これを政令で

指定するとともに、その「指定地域」にのみ法律を適用し、その地域内で工業用の井戸を設置して使用するものは、許可を受けなければならないということとしている。

才2項の政令の指定では、前述の一連の障害が起り、工業用水に多量の地下水が使用され、地下水の合理的利用を確保する必要がある場合に限ることを定めている。

更に才3項で政令の制定・改廃にあつては、府県知事・市町村長・工業用水審議会の意見を聞くこととし、法律運用の万全を期している。



平日には付近の一斉揚水のためポンプ揚水をしなければならないが、休日には自噴をとりもどす。称して日曬自噴。こうして三角洲地帯のかつての大口自噴帯は次第に縮小している。

許可の申請の条項では才4条に申請手続きを定めている。許可の基準の条項では

才1項に、一般的な基準に合致するときは許可をする旨を定めている。これは規制の対象となる深さの帯水層を除いた部分であれば地下水の採取ができること、制限をうける帯水層では揚水能力が問題になるので、ポンプの能力を定めることとしている。

才2項には一般的基準では不許可になるべき場合でも、工業の遂行上地下水が是非必要な場合で、他の水源で代替させることが著しく困難なときは、許可されることがあることを定めている。しかしこの場合でもその地域における地下水の合理的利用に著しい支障を及ぼす場合は、もちろん不許可になる。

才3項に、省令で基準を定める時は工業用水審議会の意見を聞くことを規定している。

以上のほか経過措置などについて規定している。

工業用水法

[昭和31年6月11日官報告示、法律才146号]

目次

- 才1章 総則 (才1条・才2条)
- 才2章 井戸 (才3条—才14条)
- 才3章 工業用水審議会 (才15条—才21条)
- 才4章 雑則 (才22条—才27条)
- 才5章 罰則 (才28条—才30条)
- 附則

才1章 総則

(目的)

才1条 この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、あわせて地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)

才2条 この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水〔温泉法 — 昭和23年法律才125号 — による温泉を除く。以下同じ〕を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積（吐出口



川崎市長沢浄水場。相模湖の水を取り入れて上水道源水とともに工業用水道源水の浄化を行っている

が2以上あるときは、その断面積の合計以下同じ）が21平方センチメートルをこえるもの（河川法—明治29年法律才71号 — による河川及び河川附近の土地の区域内のものを除く）をいう。

この法律で「工業」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業及びガス供給業をいう。

才2章 井戸

(許可)

才3条 政令で定める地域「以下指定地域という」内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2. 前項の政令は、地下水を工業の用に供するため採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域について、その地域において工業の用に供すべき水の量がきわめて大であり、地下水の水源の保全を図るためにはその合理的な利用を確保する必要があり、かつ、その地域に工業用水道がすでに布設され、又は一年以内にその布設の工事が開始される見込がある場合に定めるものとする。

3. 通商産業大臣及び建設大臣は、才1項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、



こうした種類の井戸は規制の対象から優先的に除外される。エヤコン用の井戸もこの同類である。

その政令の制定又は改廃により、指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞かなければならない。

(許可の申請)

才4条 前条才1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並に法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 2. 井戸の設置の場所
 3. 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積
2. 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

才5条 通商産業大臣は、才3条才1項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

井戸側管が20吋、吸水管従つて吐出管もそれぞれ10吋、揚水能力 10,000 m³、こうした井戸を指定地域内に新設しようとするときは規制の対象から逃がれるわけにはいかない

このくらいの揚水施設からぼつぼつ規制の対象となる

2. 通商産業大臣は、前項に規定する場合のほか才3条才1項の許可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の合理的な利用に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、許可をすることができる。

(以下略)

(経過措置)

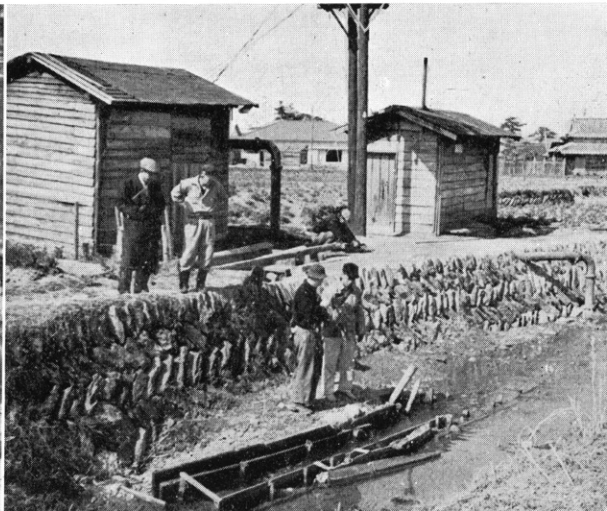
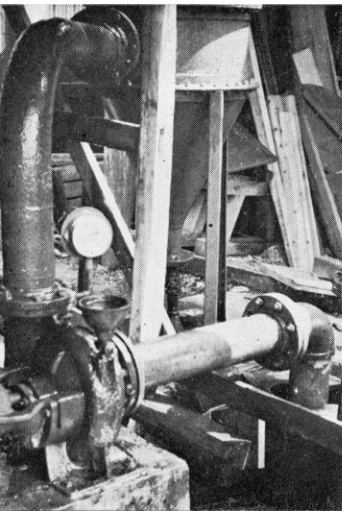
才6条 1の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、才3条才1項の許可を受けたものとみなす。

(以下略)

(変更の許可)

才7条 才3条才1項の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、同項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」という)のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大

灌漑用水の取水のため洪水期には川の水が下流の工場まで到達しない中になつてしまう。四国・山陽道などには灌漑用水との競合がしきりに起つている



きくしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(以下略)

(許可の条件)

第8条 第5条第2項(前条第2項において準用する場合を含む)の規定によつてする第3条第1項又は前条第1項の許可には、条件を附することができる。

2. 前項の条件は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

・(氏名等の変更の届出)・(許可の承継)・(廃止の届出)・(許可の失効)・(許可の取消等)・(使用者に対する指示)・(略)

第3章 工業用水審議会
(略)

第4章 雑則
(土地の立入)(略)

(報告の徴集)

第24条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その許可井戸の構造及び使用の状況に関し、報告をさせることができる。

(立入検査)・(聴聞)・(異議の申立)
(略)

第5章 罰則および附則(略)

この法律は具体的に
どのように適用されるか

まずこの工業用水法の適用は工業用水道の布設あるいは布設計画が裏づけにならなければならない。そして指定地域の画定は関係部門の専門家と関係官庁の職員とから構成された工業用水審議会によつて決定されるが、いまかりに、地盤沈下に悩む尼ヶ崎市に適用した場合にどんな程度に指定地域が画定されるかを想定してみると、下図のようになる。

この指定地域内で新設井する場合、たとえば60m以浅は取水禁止、60m以浅のものでもポンプ孔径1.5吋以下、120m以浅のものは4吋以下のものなら差支えないというような基準を設け、井戸利用の規制を行おうというのである。もちろんこれには地質調査所を初め関係官庁によつて精密な水理地質調査が行われるのであるが、このようにして工業地帯の地下水利用量の調整が行われ、工業用水の確保が進められることとなるのである。

しかしこれはまだ工業用水確保のための第1歩に過ぎないのであつて、これから先、工場自体の井戸管理の指導、排水還元による地下水強化の奨励、供給水源そのものの保全、農業用水との調整など多方面にわたる問題を少しずつ解決に導いていかなければならない。

